

大阪市重度障がい者（児）スポーツ・文化振興事業実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、大阪市からの貸付金を基金として、その運用から生じる利息により、重度障がい者（児）スポーツ・文化の普及、振興をはかり、もって重度障がい者（児）福祉の一層の発展を目的とする。

（名称）

第2条 この基金は、大阪市重度障がい者（児）スポーツ・文化振興基金（通称桑名基金）という。

（実施主体）

第3条 大阪市重度障がい者（児）スポーツ・文化振興基金の運営に関する業務は、社会福祉法人大阪市障害者福祉・スポーツ協会（以下「協会」という。）が行う。

（実施対象）

第4条 市内に在住する重度障がい者（児）及び本市重度障がい者（児）スポーツ・文化の振興に寄与する団体。

（事業）

第5条 重度障がい者（児）スポーツ・文化の普及、振興をはかる事業の種類は次のとおりとする。

- (1) 重度障がい者（児）スポーツ・文化の研究、研修に関すること。
- (2) その他重度障がい者（児）スポーツ・文化振興に関すること。

2 第1項に規定する事業を行う個人及び団体に対して資金を交付する。

（運営委員会）

第6条 この要綱の運営を実施するため、「大阪市重度障がい者（児）スポーツ・文化振興基金運営委員会」をおく。

（施行細則）

第7条 この要綱に定めるものの外は、協会の定める「大阪市重度障がい者（児）スポーツ・文化振興基金運営事務取扱要領」による。

附 則

この要綱は、昭和56年11月25日から実施する。

附 則

この要綱は、平成16年6月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。